

城陽民児協だより

第103号

城陽地区

民生委員児童委員協議会
令和4年1月1日発行
発行：城陽民児協広報部

===地域の皆さんとの出会い・ふれあい・支えあいを大切に!!===

あけまして おめでとう ございます！

城陽地区の皆様、あけましておめでとうございます。

民生委員活動の一つに、高齢者等の見守り活動があります。

滋賀県は今まで比較的災害の少ない良い地域だといわれてきましたが、その分防災に関して油断があるように思います。平成23年の東日本大震災を契機に「災害時避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられました。彦根市も「災害時避難行動要支援者制度」を推進し、城陽地区においては現在126名の方が登録をされ、万が一に備えて安心をしていただいています。



この制度について、みなさん御存じでしたでしょうか？昨年の活動として、この台帳の見直しから始めたところ、おられない方の登録がまだ残っていたり、緊急連絡先が更新されていなかったり、本当に災害時に役に立つのか、とても心配になりました。

また、各自治会と協力して、この支援体制を構築することになっているのですが、自治会に台帳がなかったり、共有されていなかったり等の問題がありました。この「災害時避難行動要支援者制度」台帳の見直しを中心に、地域の見守り活動を続けていきたいと思えます。

今年は、現在の民生委員・児童委員の任期、最後の年となります。引き続き、行政や支援サービスへの「つなぎ役」として、気軽にお困りごとの相談をしていただければと思えます。

今年もよろしくお願ひ致します。

城陽地区民生委員児童委員協議会 会長 高岸 義人

令和3（2021）年の干支は、丑（うし）でしたが、令和4（2022）年の干支は、寅（とら）です。正しく干支を表現する場合は、壬寅（みずのえ・とら）です。

「壬寅」は、十干が「壬（みずのえ）」、十二支が「寅（とら）」ということです。「壬」は十干の9番目、生命の循環で言えば終わりの位置に近く、次の生命を育む準備の時期を表しています。また、「寅」は十二支の3番目で、生命の循環で言えば初めの位置に近く、誕生を表しています。「寅」の文字の意味は「蟻（ミミズ）」に通じ、春の発芽の状態です。豊穰を助けるミミズが土の中で動き、芽吹きが始まった状態です。暖かくなって虫たちが動き出し、春の胎動を感じさせます。つまり、「壬寅」という言葉は、春の胎動が大きく花開くためには、地道な自分磨きを行い、実力を養う必要があることを指し示しています。



防災研修会の開催（定例会）

2021年7月10日（土）と9月11日（土）の2回にわたり城陽民児協定例会において、防災研修会を開催しました。講師は、防災士・個人情報保護士でもあります彦根市危機管理課の笠原恒夫氏にお願いしました。7月10日（土）は、「防災と個人情報」というテーマでお話いただき、個人情報保護の観点から災害時に自治会等が取り扱う個人情報の活用方法や避難所開設時における人権尊重等について、お話をいただきました。9月11日（土）は、「地震災害に備えて」というテーマでお話いただき、地震発生時の行動ポイントや避難行動時の注意点、日常における防災活動などについてお話をいただきました。お忙しい中、ありがとうございました。



障害者に関するマーク（一例）

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

《問合せ先》厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

《問合せ先》岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課

TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613

手話マーク

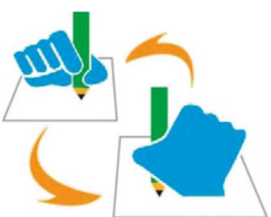


耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示したりできます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

《問合せ先》一般財団法人全日本ろうあ連盟

TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

筆談マーク



耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示したりできます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

《問合せ先》一般財団法人全日本ろうあ連盟

TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

オストメイト用設備／オストメイト



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

《問合せ先》公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674